

奈良県告示第二百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和五年九月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 区域の名称

出谷（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地の区域

所在地

吉野郡十津川村大字出谷	四六一番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四六八番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四六八番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四六九番
〃	四七〇番一
〃	四七〇番二
〃	四七〇番三
〃	四七一番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四七二番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四七三番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四七三番二
〃	四七三番三
〃	四七三番四
〃	四八五番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四八六番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四八七番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四九二番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	四九三番の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	五〇五番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
〃	五〇六番

- 〃 五〇七番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 五〇八番二
- 〃 五〇九番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 五一〇番
- 〃 五一一番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 五一二番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 五一三番
- 〃 五一四番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 五一五番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 五一六番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 五一七番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一四三八番
- 〃 一四五二番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一四八三番
- 〃 一四九五番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一四九八番
- 〃 一五三六番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一五三七番
- 〃 一五三九番
- 〃 一五四一番
- 〃 一五四二番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一六〇六番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一六〇七番
- 〃 一六〇八番
- 〃 一六一八番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 〃 一六一八番二
- 〃 五〇五番二地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）

る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び奈良県五條土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）